

令和 5 年度

南砺市経営健全化資金不足比率審査意見書

南砺市監査委員

令和５年度南砺市経営健全化資金不足比率の審査意見書

第１ 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定に基づく、次の公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

令和５年度 南砺市病院事業
 令和５年度 南砺市水道事業
 令和５年度 南砺市下水道事業
 令和５年度 南砺市工業用地造成事業

第２ 審査の期間

令和６年７月１１日から令和６年８月５日まで

第３ 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された南砺市が所管する公営企業の令和５年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか、経営健全化基準比率に比べどのような比率となっているかを主眼とし、関係職員から適宜、説明聴取して審査を実施した。

第４ 審査の結果

審査に付された下記の公営企業の令和５年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

記

公営企業名	令和５年度 資金不足比率	令和４年度 資金不足比率	経営健全化基準
① 病院事業	— (△45.9%)	— (△47.6%)	20.0%
② 水道事業	— (△137.7%)	— (△134.2%)	20.0%
③ 下水道事業	— (△55.7%)	— (△54.8%)	20.0%
④ 工業用地造成事業	— (△100.0%)		20.0%

※資金不足比率は、赤字でない限り比率がないので「—」と表示した。各々の比率は、経営健全化基準を下回っている。参考として下段に黒字の比率をマイナス表記する。

第5 審査の意見

令和5年度の南砺市が所管する公営企業については、資金不足は発生しておらず、いずれも経営健全化基準に比較すると良好な状態にあると認められる。

今後とも、将来を見越した上、算定の基礎となる数値の推移に留意され、引き続き健全な経営に努められたい。